

別紙 1

第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び東近江市認知症施策推進計画策定支援業務仕様書

1 業務名

第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び東近江市認知症施策推進計画策定支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び東近江市認知症施策推進計画（令和9年度から令和11年度まで）（以下「第10期計画」という。）策定に係る高齢者等へのアンケート調査及び第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）（以下「第9期計画」という。）の現状分析を行う。また、本市の実情や地域の特性を踏まえ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、認知症施策推進計画を一体的に策定することを支援する。

4 計画の基本的な考え方

- (1) 第10期計画として、令和9年度から令和11年度までの3年間で実施する取組を定める計画とする。
- (2) 第9期計画の進捗、事業実績等を分析及び評価した結果を反映した計画とする。
- (3) 令和22年以後を見据えたサービスごとの給付費、地域支援事業の量の見込み及び介護保険料を推計し、中長期的な視野に立った計画とする。
- (4) 第10期計画は、東近江市認知症施策推進計画を包含した計画とする。
- (5) 「第2次東近江市総合計画及びその次期計画」を上位計画とし、東近江市地域福祉計画等の関連計画、国の方針及び滋賀県地域医療構想との整合を確保した計画とする。
- (6) 財政状況に応じた枠組みで、財源の裏付けのある計画とする。
- (7) 第2次東近江市総合計画及びその次期計画と同様に指標の設定を行い、実行評価が可能な計画とする。
- (8) 計画内容、調査結果及び各種分析の内容表現が誰にでも分かりやすい計画とする。
- (9) 市が目指すべき方向性を明らかにし、市の特性を生かした計画とする。

5 業務内容

実態調査及び計画策定支援業務を行うものとし、業務の内容はおおむね次に掲げる

とおりとするが、契約時に東近江市と受注者双方の協議により確定する。また、今後国が示す予定の第10期介護保険事業（支援）計画の策定方針により、追加及び変更することがある。

令和7年度

(1) 第10期計画策定に係る高齢者等へのアンケート調査の実施

ア 調査結果の集計、分析及び施策反映の観点から調査項目等について市と十分な協議を行い、市独自の調査と国が示す調査項目を含むアンケート調査の企画及び調査票の作成を行う。

(ア) 調査内容

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	要介護等認定を受けていない65歳以上の市民（無作為抽出） 2,800人	要介護等認定者及び家族介護者（無作為抽出） 1,500人
設問内容	○国が示す必須項目 ○国が示すオプション項目 ○市の独自項目	○国が示す基本調査項目 ○国が示すオプション調査項目 ○市の独自項目
調査方法	郵送	郵送

	介護支援専門員調査	介護保険事業所調査
調査対象	居宅介護支援専門員（全数） 約100人	市内の介護保険事業所（全数） 約160箇所
設問内容	○市と協議の上、調査項目を設定	○市と協議の上、調査項目を設定
調査方法	郵送	郵送

(イ) 調査票配布及び回収期間

令和7年11月1日（発送）から同月30日（回収期限）まで

イ 調査業務の役割分担

業務内容	発注者	受注者
調査内容の設計		○
調査票、発送用封筒・返信用封筒の作成・印刷	○	
郵便申請（料金受取人払承認番号の取得）	○	
調査対象者のデータ抽出	○	
宛名ラベル作成	○	
宛名ラベルの貼付、調査票の封入・封緘	○	
調査票の発送（発送・返送に係る郵送費の負担を含む）	○	
調査票の回収・開封・ナンバリング作業	○	
調査票のデータ入力、集計・分析、自由記述等のとりまとめ		○
調査結果報告書作成		○
見える化システムへのデータ登録対応		○

※回収した調査票の引き渡しにかかる費用は、全て契約額に含める。

ウ 調査票の集計及び調査結果の分析については、第10期計画の策定に向けて、東近江市の高齢者の暮らし方や健康状態等を十分に把握した上で、地域特性や将来ニーズを的確に分析する方法を提案すること。

- ・回収した調査票の点検、整理及びデータ入力
- ・調査結果の集計及び分析

※調査結果の集計及び分析を日常生活圏域ごとに実施し、必要に応じてテキストマイニングによる分析も行うこととする。

- ・地域包括ケア「見える化」システムへの調査結果データ登録を活用した課題抽出及び分析

エ アンケート調査報告書（成果品）の作成及び印刷

- ・調査報告書（冊子）：A4判、1色刷り、150頁程度 50部
- ・成果品に係る電子データ 1式

(2) 会議等の開催及び運営支援

- ・介護保険運営協議会及び高齢者保健福祉推進会議（2回を想定）

※議事録は、市が作成する。

令和8年度

(3) 第10期計画の策定支援

ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用した現状把握及び課題分析

- ・第10期計画策定に係る高齢者等へのアンケート調査の結果を踏まえた地域課題の把握と検討事項の整理及び対応策の提案
- ・地域（日常生活圏域等）分析、地域間比較等による現状分析と課題整理

- ・地域包括ケア構想についての検証及び課題整理
 - ・介護サービスの利用状況分析
 - ※給付実績（国民健康保険団体連合会）データ、介護保険事業状況報告等の分析
 - ・第9期計画の進捗分析及び施策評価に基づく第10期計画に係る課題の抽出
 - ・国、上位計画及び関連計画の動向の把握、情報収集及び法令改正の把握
- イ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した基礎資料（令和30年まで）の作成
- ・人口、世帯数及び高齢化率の推移並びに将来推計
 - ・市全域及び日常生活圏域ごとの65歳以上、75歳以上、85歳以上人口の将来推計
 - ・要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移並びに将来推計
 - ・認知症高齢者数、一人暮らし高齢者数及び必要となる介護人材の数の将来推計
 - ・国が提供する「保険料算定シート（「見える化」システム）」の作成
- ウ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護サービスごとの利用者数、利用回数及び給付費の見込み（詳細については別途協議する。）
- エ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域支援事業の事業ごとの費用の見込み（詳細については別途協議する。）
- オ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した介護保険料の試算に加え、国保連合会の給付実績データを活用した提供月単位での給付費分析
- ・介護保険事業計画用ワークシートへのデータ入力及び作成
 - ・介護保険料の設定に係る試算（基準額、保険料段階、保険料率及び所得段階区分等のシミュレーション）及び将来推計
- カ 制度改正から直近までの月次データを用い、以下の分析を行う。
- ・経年変化や他保険者との比較を通じた現状把握
 - ・日常生活圏域別の給付動向の把握
 - ・被保険者の要介護度や利用状況の変化に着目した給付動向の把握
 - ・隣接する保険者も含めた事業者別の給付動向の把握
 - ・介護給付適正化に着目した給付分析及び提案
- キ 認知症施策推進計画は、本市における認知症施策を計画的に推進するため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を基本とし、計画の基本方針、認知症高齢者の現状と将来推計、主要施策等の項目を含んだものとする。
- ク 計画骨子の設計（評価分析を踏まえた今期の施策体系の検討）
- ・基本理念、基本方針及び目標の設定支援
 - ・施策の実行評価が可能な数値目標及び指標設定の支援
- ケ 計画書の作成
- ・計画書素案の作成
 - ・検討結果等を踏まえた計画書素案の修正及び校正

- コ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した進捗管理及び事業評価
 - ・各事業進捗管理シートの作成支援
- サ 会議等（①から③まで）の開催及び運営支援
 - ① 介護保険運営協議会及び高齢者保健福祉推進会議（2回を想定）
 - ② 介護保険運営協議会専門部会
 - ③ 高齢者保健福祉推進会議（幹事会及び作業部会）（4回を想定）
 - ・会議資料の作成、データ等の提供及び審議事項の検討
 - ・その他当市が指示する支援事項
 - ※議事録は市が作成する。
- シ 計画書本編及び概要版の編集、作成及び印刷製本
 - ・計画書本編及び概要版の校正、編集（表紙、本文、図表等のデザイン、レイアウト等）及び原稿作成
 - ・計画書本編及び概要版の印刷製本並びにデジタル版下作成
 - ※作成内容の詳細については、当市の指示に従うこと。
- ス その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

6 成果品

- (1) 第10期計画書
 - ・計画書：A4判、1色刷り、130頁程度 150部
 - ・概要版：A4判、2色刷り、8頁程度 250部
- (2) 各成果品に係る電子データ一式
 - ・PDFファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル（ワード、エクセル等）を格納したCD-ROMで納品すること。
 - ・ホームページ掲載用データ（PDFファイル形式）の作成

7 その他

- (1) 本業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに東近江市の定める東近江市保有個人情報等取扱規程（令和5年東近江市訓令第2号）及び東近江市情報セキュリティ対策基準（平成27年東近江市訓令第42号）その他関係法令を遵守し、関係情報の取扱いに遺漏の無いように十分注意すること。
- (2) 全ての成果品に係る著作権及び著作権は、東近江市に帰属するものとする。
 なお、本契約終了後、本成果品の使用及び第三者への提示は、発注者の承認を受けること。
- (3) 成果品については、受注者において責任をもって校正した後、発注者の確認を受けること。
- (4) 契約締結後に疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。